



Title	研究者による当事者加害の「その後」を考える : 緊縛シンポをきっかけとした研究倫理〈再考〉の断片
Author(s)	小西, 真理子
Citation	臨床哲学ニューズレター. 2022, 4, p. 85-96
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86365
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

研究者による当事者加害の「その後」を考える ——緊縛シンポをきっかけとした研究倫理〈再考〉の断片——

小西 真理子

はじめに

種をまくことは誰にでもできる。大変なのは草取りと収穫。そして一番難しいのは、耕されて荒れた土をもとに戻すこと（安溪 2008b, p.87）。

人文社会科学において「人を対象とする研究」への倫理が問われるようになって久しい。被験者保護の観点から、人権の保護やインフォームド・コンセント、個人情報保護などを保障するための制度も確立されてきた。さらに、このような研究倫理が守られた場合であっても、研究者がある現場に生きる人や、ある問題の当事者たちとかかわる際に問われるべき倫理的な事柄があるということも指摘されてきた。フィールドワークを行う民俗学・人類学では、研究者が現地の人びとを訪問するようなあり方が問われ、現地の人ではなく研究者の意図を中心とするような調査への批判が投げかけられてきた（宮本・安溪 2008）。調査研究を行う心理学や社会学分野でも、調査される領域がセンシティブな問題をはらむ場合や、マイノリティと関わる場合を中心に、当事者性をめぐる議論が積み重ねられている（宮内・今尾 2007, 宮内・好井 2010）。

一方、哲学・倫理学分野の研究は、そのような倫理とは接点がないものだと考えられる傾向にある。しかし、近年の哲学研究の動向として、著名な哲学者の理論研究にとどまらず、ある具体的な事象に切り込んだり、現場にコミットしたりする研究が増えてきている。そのような研究は、人の生や当事者性にはからずとも介入してしまうため、一定の慎重さが求められると考えるが、このようなことについて、哲学・倫理学分野で公に議論されることはめずらしい。また、人文社会科学の調査系研究を含め、制度的研究倫理違反の処罰にまつわる議論とは異なるような、問題が起こってしまった後に求められる研究者の倫理についての議論蓄積は乏しい。

このような問題性を顕在化させたのが、2020年10月24日、京都大学人社未来型ユニット主催で行われた、哲学分野が中核を担ったシンポジウム「緊縛ニューウェーブ×アジア人文学」（以下、緊縛シンポ）である。シンポの開催は、それが大規模な閲覧を可能にする英語字幕付き動画公開という形式をとるものでもあったにもかかわらず、緊縛の先行研究を十分に検討しない状態のままなされたと言わざるを得ないものだった。その結

果、国内外における偽史の流布や、緊縛文化内の安易な序列化に加担してしまうものになった¹。このように緊縛シンポは問題含みなものであったが、シンポ後には、さらに、その問題を裏づけてしまう仕方で各種対応がなされた／なされていない²。

緊縛シンポにかんする問題点については研究者によって異議申し立てがなされたが、研究者による加害を被った現場の人は、多くの場合、非研究者であり、研究者が起こした問題にアプローチする際に困難が生じることが指摘されている。研究者間の権力構造から、研究者による問題提起にさえ制限が生じ得る現状もある。以上のことから、本論文は、緊縛シンポ事件を中心としながら、研究者による当事者加害が起こってしまった後に求められる研究者の倫理について考えることを目的とする。

1 緊縛シンポで問われるアウトリーチ活動と事後対応

緊縛シンポの発表内容に含まれていた問題点のうち、特に重要な点は、第一に、偽史の報告、第二に、緊縛コミュニティにおける序列化に加担する言説の再生産である。このことは、緊縛や SM の先行研究を検討さえしていれば避けれるものだった、あるいは、少なくとも慎重に議論することになるはずだったと思われる（河原 2020: 河原・小西 2021）³。

このような問題は、哲学・倫理学分野における思考実験が展開される際に、ある程度の頻

¹ 詳しくは（河原 2020）を参照されたい。

² この論文は、2021年10月1日（金）に開催された、第72回日本倫理学会ワークショップ：「<応用>することの倫理——緊縛シンポ、ブルーフィルム、ジェンダー」にて行った報告内容を加筆修正したものである。このワークショップ開催時点において、緊縛シンポにおける河原さんによる問題点の指摘に対しては、あらゆる公的対応がなされていなかった。なお、このワークショップにおいてなされた「緊縛ニューウェーブ×アジア人文学」主催者とのやり取りの後、2021年12月31日に、主催者らによって新たに立ち上げられた「緊縛哲学研究会」のHP（<https://kinbakuphil.jp/>；最終閲覧日：2022年2月14日）にて、シンポで「緊縛ミニ講義」を担当した方々から偽史の流布に関する丁寧で誠実な訂正と謝罪がなされた。なお、このHP上の謝罪の背景に見られるような〈既視感〉（佐藤 2021: 22-23）についても今後問われるべきことであるように思われる。

³ 事後対応の問題点として、本論文では、学術的問題点の指摘の「無視」について取りあげているが、私は本件においてはもう1点、事後対応における大問題があると考えている。シンポ後、京都大学に寄せられた「これは学問か」「女性蔑視」という観点からの「1件」（朝日新聞 2020）の批判を受けてシンポのホームページ上には、「シンポジウムの動画の一部について不愉快と感じられた方には申し訳ございません」（京都大学社未来型ユニット 2020）という謝罪文が掲載された。それをきっかけに、緊縛ショーや緊縛そのものが矢面に立たされる形で「緊縛は女性蔑視か」、それとも緊縛研究は「学問の自由」のもと擁護されるべきか、という論点によって Twitter は炎上した。この炎上も、先行研究を学び、当事者や緊縛という営みそのものへ配慮する視点さえあれば避けれたはずのものだったと考える（河原 2020: 河原・小西 2021）。この対応は「結果的に、『緊縛パフォーマンス』の実施への謝罪との印象を与え、緊縛にかかわる人々への差別を助長した面は否定できず、「一連の京大の対応は『学問の自由』に伴う責任感が欠けていたと言わざるを得ない」（京都新聞 2021）。

度で生じ得るようにも思われる。しかし、少なくとも日本の哲学・倫理学は、文献学を中心として展開してきた傾向にあり、研究者間の議論が研究者コミュニティの内部でとどまることも多いため、そのようなことが問題として浮かび上がりにくかったと思われる。また、研究者コミュニティでは、学会発表や（特に権威ある学会誌に掲載された査読付）論文が重視されることから、そのような仕方での研究成果の公表に向けて、大学の授業や演習、各種研究会等で吟味され、修正され、準備されるという文化がある。

一方、近年は、研究を社会に向けてアウトリーチすることが推奨される雰囲気が高まり、研究成果が研究者コミュニティ内にとどまらず、社会に還元されることも増加している。このことは、研究者のみによる閉じた研究を打開するというプラスの側面がある一方、アウトリーチ活動をめぐる言説の一部を追うと、それらが「学問を社会に還元することはよいことである」というテーゼの元にその還元が無批判的に展開されており、その中身がどのようなものとされるべきかについての議論よりも、いかに研究成果をアウトリーチするかというその仕方が重点的に検討されている傾向もある⁴。

2020年12月22日の『京都新聞』に掲載された緊縛シンポの問題点が指摘されたインタビューにおいて、主催者は、偽史の報告を「正式な学会発表や論文とは異なるもの」であることを理由に擁護しており、「私たちは、研究会もシンポも途中経過と捉えている」、「シンポはあくまでもトライアルであり試行だ」（京都新聞 2020, 2021）と主張している。この内容を見る限り、緊縛シンポが、学会発表ないし論文掲載の準備場所として位置づけられることで、シンポの問題点が矮小化されているように思えてしまう。このことは同時に、社会に向けた研究のアウトリーチ活動の軽視としても受け取れてしまうのではないだろうか。「研究成果の還元」という言葉が、ある場所に生きる人びとにとって有害な、研究者による加害行為に対する免罪符として使用されることへの危惧は指摘されてきたことである（安溪 2008c, p.100）。

緊縛シンポは一般公開という仕方で開催され、同時配信されたシンポの動画がシンポ終了後も YouTube にて英語字幕付きで公開された。動画は 59 万回再生されており、上記の

4 研究のアウトリーチ活動が無批判的によいものであることが前提とされ、加害行為の免罪符として語られる雰囲気が広がっている背景には、2015年に文部科学省が各国立大学に宛てた「通知」による影響もあるだろう。「通知」では、「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」（文部科学省 2015a, p.3）と記載されており、（この文言は実は「再通知」なのであるが）この「通知」がきっかけとなることで、国内外で「日本における（役に立たない学問であるがゆえの）文系不要論」についての報道や議論が展開された。「通知」を受けて日本学術会議は文部科学省に反論したが、その際、文系の大学教員等が、自らの学問について社会や市民に説明してこなかった旨についての反省も合わせて述べられている（文部科学省 2015a, 2015b; 日本学術会議 2015）。この「通知」の影響下に生まれるような「研究成果の社会への還元」について、研究者の倫理が問われているように思われる。

問題含みな内容は、緊縛の祖国日本の京都大学からお墨付きを得た状態で国内外問わず拡散されてしまった。このことにかんして主催者側への直接的な通達があったにもかかわらず、2021年9月30日現在も、シンポのホームページ上をはじめ、この問題への公的対応は一切見られない。緊縛シンポへの学術的問題点の指摘は「無視」され続けていると言わざるを得ない状態である（河原 2020: 河原・小西 2021）。

緊縛シンポの内容は、そのアウトリーチの仕方とも関係して、さまざまな問題点があるにもかかわらず、緊縛文化やその言説に多大な影響を与えるに十分な力をもってしまった。さらに、日本における緊縛の学術研究は希少であるため、今後世界で緊縛研究が行われる場合、この英語字幕付きのシンポ動画が権威をもつことは十分に考えられる。緊縛シンポが単なるトライアル的なアウトリーチの失敗として放置されるわけにはいかず、その修正を行うべき理由がここにある。もちろん誰にでも失敗は起こりうる。だからこそ、この事態を償うことができる最良の方法のひとつが、主催者が公的に謝罪し、適切な修正を行うことではないだろうか。

2 研究者による加害への異議申し立て

緊縛シンポは当事者加害を含むものであったと考える（河原 2020: 河原・小西 2021）。周知のように、このような研究者による当事者ないし、ある現場で生きる人への加害は、このシンポに限った話ではない。以下、研究者の加害性を指摘する、3名の非研究者の発言を紹介することで、私たち研究者が見落としがちな視点について考えたい。

2-1 ある島の女性 P 子さん

P さんは島の民族などを調べようとする意欲をもつ方で、多くの外部調査者とも関わってきた。そんな P さんは複数の研究者に繰り返し裏切られてきたと語る。

L さんという先生がいたわ。あの人、覚えてるかな。私がまとめた、祭のレポートや、島の精神構造なんかについて私が書いたものを、コピーするからちょっと貸してくださいとって、風呂敷包み一杯ほど、もっていったつきり。もし、まとめられたら島に返してくれるともいっていたなあ。あれから、もう 15 年くらいになるかしら。何年か前に遠いところへ転勤したらしいけど、しらせもよこさないわ。……ある時、友達から、私の書いたレポートがほとんどそのまま、無断で雑誌に載せられていると教えられたこともあったわ。でも、そんなのは見るのもいやだから、忘れることにしているの（安溪 2008, p.42）。

P さんは、複数の研究者が借りた物を返さない、自分の書いたものを勝手に使う、調査

結果を文字化したものを見せられたことがない、その後一切連絡をくれないということを出し出す。これらのなかには借用・盗用といわれる明らかな研究不正も見て取れるが、P 子さんが非研究者であるためか、そのようなことが極めて安易に悪気なく行われているように見える。そして、おそらく研究者らは、このような相手を踏みにじるような対応をしたとしても、P 子さん相手なら大した問題にならないとどこかで思っていたのではないだろうか。P 子さんは以下のように述べている。

学者のいうことを鵜のみにして、「ごもつとも」と乗っかっちゃいけないって私は言いたい。私たち、同じ島にすむ人たちに、「もうちょっと私たち賢くなるべきよ」っていいたいの。失敗したってあの人は責任とらないんだから。研究の費用はどこかから出てくる。国とか県とか。やってる人にとって、あれは学問という名の単なる趣味だと思うの。責任ないもの。でも私たちここに住んでる人には責任を感じてほしい。人生 80 年になったけど、あと 80 年後を考えて進めてほしい (安溪 2008, p.47)。

ここで言われているような意味での「単なる趣味」として研究をやっているわけではない研究者はたくさんいるだろう (私もそうだと思います)。しかし、その研究によって、何らかの加害をしてしまったとき、その責任から逃れられる立ち位置にいる研究者が、事実責任逃れをしてしまったとき、その加害の影響下に生きる人たちにこのような非難をされることは、当然のことのように思われてしまう。

2-2 ココルーム代表、上田假奈代さん

2019 年、デイビッド・ノヴァックの論文「ジェントリフィケーションにおけるアート活動——創造性、文化政策、そして釜ヶ先の公共空間について」(Novak 2019) が刊行された。その論文では、NPO 法人「こえとことばとこころの部屋」(以下、ココルーム) 代表の上田さんが「主人公」となっていたが、インタビュー調査に協力までしていた上田さんに論文の刊行は知らされていなかった。それに加え、日本人研究者らの協力により、その論文が大変問題含みなものであることが発覚した。地理学者の水内はノヴァック論文の翻訳許可を取り、その翻訳論文と上田さんの論考を雑誌『空間・社会・地理思想』の特集として掲載した (水内 2020, p.166)。ノヴァック論文には多数の誤記や偽りの記述が見られたことから、翻訳論文にはその内容の誤りを正すために 40 にもわたる訳者注がつけられた (松井 2020, p.181)。特集に掲載された上田さんの論文においても、ココルームの説明や設立年度の誤記、活動の目的の誤認、人名や NPO 法人名など複数の固有名詞や歴史的事実の誤記など、偽りの記述が散見されていることについて、18 項目にわたって訂正がされている。

ノヴァック氏の文章に散見される人名などの誤記、認識違いに対して、現場にいる者と

しては、研究者と名乗る人に話をするに不信感を持ってしまう。せめて確認してくれば指摘できるのに、と思う。論文というものは引用されていく。これがまた引用されることにより気持ちはしない。……ノヴァック氏は、文中でわたしに会っていることを記しているが、英語のできないわたしは「ハロー」とあいさつ程度である。またインタビューは、翻訳者が録音機を持って一人でやってきて、わたしは話をした。……やがて、ノヴァック氏から、何の確認もないまま発表がなされた。また、論文は英語であるため、わたしには何が書かれてあるのかわからず、英語話者が協力してくれるまで内容がわからなかった（上田 2020, p.202）。

当該論文を審査した編集委員会への異議申し立てはすでに行われているが、ここまでの誤りがある論文であるにもかかわらず、取り合ってもらえなかったという。「不正確な情報や理解が共有されてしまうことにはがゆい思い」（水内 2020, p.166）をもつのは当然のことである。

特集論文で上田さんが指摘した問題点は、上記のような事実誤認ではなかった。ノヴァック氏が、ジェントリフィケーションという概念を用いて地域のアート活動を批判的に論じていることを受け、そのような学術用語で自らの活動が（誤認にもとづいて）分析されることや、その用語が描写するものと実際に日々経験されていることとのあいだに乖離があること、そして研究者の分析や解釈、表現などがときに現場を踏みにじるものであることについて、上田さんは違和感を示している。たとえば、特別清掃事業で働きながら生きていこうとする多くの野宿者たちの姿を指して、「社会に適応できない人」と分類したり名づけたりするような文章を目にした上田さんは、以下のように述べている。

もし、現場で働く労働者たちがこの文章を目にした時（学術論文の冊子を読む機会はあるのだけど）、怒りやがっかりした気持ちを持つとしても、その気持ちを表わすことばを記す機会は、なかなかない（上田 2020, p.201）。

思い入れのある人を無機質で型にはまった言葉で表現することに、抵抗を感じる人は少なくはないと思う。それが学問だといってしまえばそれまでの話であるが、そういうあり方への疑問は十分に投げかけられ得るものである。研究者に対して距離をもった非研究者の発する率直な声を、私たちは研究者の業界に埋没すればするほどに聞けなくなってしまう。上田さんの言葉は、研究者が見落としがちな点を端的に示しているのではないだろうか⁵。

2-3 女優パフォーマー元セックスワーカー、げいまきまきさん

⁵ 上田論文において主題とは言い難い、学術的な先行研究の検討や「ジェントリフィケーション」が何を意味しており、どうして現場からその分析が批判されるのかについて、先行研究も踏まえながら学術的に論証するようとりまとめをするのは研究者の仕事であると思われるが、そのような点への執着自体も、上田論文には批判され得ると読むことも可能だろう。

げいまきまきさんは、30歳から7年間、セックスワーカーとして働いた経験をもつ。2016年1月30日、京都市立芸術大学が運営するギャラリー@KCUA⁷において、展示会に付随した『88の提案の実現に向けて』というワークショップの一環として、「デリバリーヘルスのサービスを会場に呼ぶ」という企画が催された。デリヘルを呼ぶことは、事前にイベントホームページにも記載されていたが、おそらく当日になってホームページ情報から「どうやらそんなに簡単に呼べるものではない」ことが分かったということで、関係者が元セックスワーカーの知り合いに参加をお願いすることになったようである（げいまきまき 2020, p.204）。げいまきまきさんは、アートマネージャーである友人のAさんから電話で、共通の知人で、ギャラリー@KCUAのキュレーターBさんから、業界のウラ話を聞くために「展示会のワークショップにデリヘルを呼びたい」との相談をイベント当日に依頼され、会場に向かった。会場に着くと、キュレーターからの説明も事前の打ち合わせもないまま、彼女はいきなりワークショップに登壇させられ、多くの軽率な発言をあげせられることとなった⁶。

げいまきまきさんが「ワークショップ講師」として尊重された対応（挨拶、事前説明、見送り、謝金の保障といった基本的な対応）を受けなかったことだけをとっても、この大学イベントの問題性は指摘し得る。しかし、本発表では、セックスワーカーについて十分な検討をせず、現役ないし元セックスワーカーを興味本位で登壇させようとしたことの問題性に注目したい。

げいまきまきさんは「現役デリヘル」ではなく、元セックスワーカーである。したがって、正確にはワークショップに「デリヘルを呼ぶ」ことはできなかったわけだが、登壇した元セックスワーカーのげいまきまきさんは、ワークショップにてデリヘルを呼ぶことの問題性について説明した⁷。その後、参加者たちは「表現の自由」や「アーティストの自由」をめぐる多くの議論を展開したにもかかわらず、彼女が「そもそもなぜセックスワーカーを呼びたいのか？」と5回ほど尋ねたときの回答は、以下のようなものだった。

1回目の答えは、沈黙。2回目は「ラーメン屋でも良かった」。3回目は「セックスワーカーでなくても良かった」。4回目は「ポーランドのアーティストがギャラリーに呼ん

⁶ この事件について、げいまきまきさんが投稿することでTwitterは炎上し、2016年2月14日にはホームページにて声明文が公開された。また、社会学者の山田創平が「表現の自由を守るために」というタイトルで本件の研究倫理上の問題点について言及している（あかた・今井・げいまきまき・竹川宣彰・張由・早瀬道・ブブ・藪内・山田 2016）。

⁷ 本件に関して頻繁に展開されている論点として、デリヘル顔バレに伴う生存をも脅かしかねないリスクについて指摘されているが、当日「現役デリヘル嬢」を呼べなかった・主催者が「現役デリヘル嬢」をそう簡単に呼べないと認識したことからも推測されるように、普通デリヘル嬢はデリヘル業務として大学から呼ばれて大学に仕事に行くということはないだろう。この企画を可能にするとしたら、顔バレが問題にならない現役デリヘル嬢に（事前に）声をかけることだろう。一方、本企画の主催者らが、セックスワーカーにとって顔バレに伴うリスクがどれほど深刻なものになり得るかということに対して、まったく想像が及んでいないことは事実であると窺える。

でいたから」。5回目は「本当は呼ばなくても良かった」。このいい加減な返答から、彼らがセックスワーカーを呼ぶ理由を真剣に考えていなかったらしいことが窺えます。……ギャラリー@KCUA にデリヘル嬢を呼ぼうとした人たちは、セックスワーカーという「特別な人」を呼ぶこと自体が目的化して、そもそもデリヘル嬢がどんな風に働いているのか、自分の仕事をどういう風に思っているのか、どんなリスクを抱えているのかといったことに想像が及んでいませんでした。しかし、本来は丁寧に当事者と人間関係を築き、何が問題になるのかを整理した上で初めて、自分たちの表現が実現可能かどうかを検討するべきでした（げいまきまき 2020, p.205-208）。

参加者から、「デリヘルをここに呼ぶって問題ありますか?」「ダメなんですか?」という質問があったときは、主催者もほかの参加者も笑っていたという。主催者には、現役ないし元セックスワーカーが参加者から偏見にもとづく侮辱的発言や態度を投げかけられた際に対応する準備がなかっただけでなく、あろうことか彼らはそれに加担したということである。（元）セックスワーカーを登壇者として呼ぶからには、彼女に侮辱的な発言があったとき、その盾になることは主催者のつとめではないか。

今回のケースでは、実際に当事者から抗議があった時に、それに正面から向き合わなかったのも問題です。特にマイノリティの当事者が抗議をする時は、社会的に弱い立場だとみなされ、「待っていればいつか抗議が静まるだろう」とたかを括られることがあります。今回の場合は声明文を出したことで議論の場が開かれていきましたが、それがなければどうなっていたでしょうか。……どれだけ慎重に事を運んだとしても、問題が起きる可能性はゼロではありません。ただ、なにか問題が起きたとしても、それで終わりではないのです。後からでも可能なことはたくさんあります（げいまきまき 2018, pp.209-213）。

げいまきまきさんによれば、京都市立芸術大学およびギャラリー@KCUA からこの件についての声明は出ていない（げいまきまき 2018, p.214）。

以上 3 名の語る内容のさまざまな要素が緊縛シンポをめぐる諸々の出来事を想起させるが、ここではあえて、3名の発言や出来事と緊縛シンポの問題点をひとつひとつ結びつけるようなことはしない。しかし、緊縛シンポと 3名の語る出来事には、その場所や文化圏で生きている人や、当事者性を抱えている人を、単なる「研究対象者」、「情報提供者」として見るのではなく、「人」として尊重するという極単純なことへの再考を求めているという共通点があるのではないだろうか。被害を訴える人びとの声は、訴えたい人には届かなかつたり、無視されたり、ごまかされたりしている。研究者側に（意識的であれ、無意識的であれ）杜撰に扱える、無視できる相手、つまり、その研究者や調査者にとって何らかの脅威とならないような相手であったことも、このような対応の原因となっているのではないのか、と邪推

してしまう。

3 哲学研究のこれから

応用哲学は、2008年の応用哲学会設立により周知され、その後も活発に取り組みられてきた。2012年に出版された共著『これが応用哲学だ!』(大隅書店)において、応用哲学は「哲学がこれまで論じてこなかった、その意味で哲学の『外部』にある具体的な問題を志向する」(出口 2012, p.23)ものだと宣言され、『この現実についてのもの』でなければ、それは一種の虚構、パラレルワールドに関する単なる『物語』で終わってしまう」がゆえに、「何よりも『現実についての知』でなければならない」(ibid., pp.24-25) 学問として説明されている。そこでは、古代ギリシャからはじまって今日に至るまでの長い歴史をもつ哲学は、多くの知を提供する「ツール」や「リソース」であると述べられている。一方、同著において、そのような話の中には「当事者性がなく……仮構されたものがある」(中岡 2012, p.247)ということや、「応用」という言葉が「哲学の側から見た言い方」(河野 2012, p.56)であることが指摘されていた。

臨床哲学を提唱した鷺田は、(臨床哲学と呼び得るものとしての)「ひとびとの「生」のありかたを思考する倫理学は、一般的な原理の個々への事例への適用をこととする学」ではなく、「ひとが生きるその場所で、生きながら考えるいとなみ」(鷺田 1997a, p.1)であると述べ、このような観点から、応用倫理学と＜臨床性＞をもつ倫理学を区別し、前者を批判的に捉えている。というのも、「応用」という考え方は、原理と応用、理論と実践といった二分法を前提としており、その考え方によって、「その応用という場面とは別に、つまり倫理学にとっての臨床的な場面とは別の場所で、倫理学の基礎理論がそれだけで可能であるかのような誤解が生じるおそれ」(鷺田 1997b, p.61)があるからである。

哲学が社会から遊離してきた一因として、私は「聴く」ことの軽視があると考えています。「語る」以上はその聴者がいることを前提としているはずですが、哲学はそのことを忘れてきたようです。……哲学における「聴く」ことの不在は、哲学が「だれに向けて」なされる行為であるのかを問われず、論理の整合性ばかりを追求し、脅迫観念的に体系や一般理論が導き出される結果を生み出しました。生きる上での基本的な事柄を考え詰めるという本来の目的がどこかに置き忘れられてきたのです(鷺田 1997b, p.17)。

このような議論は、近年哲学・倫理学分野の主流領域においては、忘れ去られているように思われる。「応用」哲学研究に、ある意味宿命的に存在してしまうような側面や、哲学が「聴く」ことを忘れてたり軽視したりしまいがちであるということ直視しなければならないのではないか。

しかし、決して哲学・倫理学分野において、当事者性やその土地で生きる人びとに向き合おうとする研究や、上記の観点が語られる場所が消え去ったわけではない。哲学者の小松原は、自身を「現場に出る哲学者」として位置づけたうえで、以下のように述べている。

[現場に出る哲学研究者になるにあたって、やっておくべきことは] 自分自身の問題を把握しておくことです。マイノリティの問題を研究したい人は、たいてい自分の中になんらかの葛藤や当事者性を持っています。もちろん、私もそうです。そして、当事者に向き合って研究を進めていけば、自分自身の問題にも向き合うことになります。本当に辛いことです。なぜなら、自分の中の「傷つき」に触れていくからです。誰でもそうですが、自分の傷に触れると痛みでとり乱します。そのときに、他人を傷つけてしまうこともあります。でも、それは当事者に対して研究者が決してやってはいけないことです。調査対象者を振り回すことは、相手に暴力をふるうことです。その自覚をもとに、研究をスタートしなければなりません（小松原 2021, p.92）。

倫理学者の神崎は、著者自身が携わり、地域と関わる、地球環境問題プロジェクトを論じるにあたって、地域での利害の衝突やその解決に関わる調査の場合などには、地域の対立を助長しかねないセンシティブな内容が含まれていることを指摘し、研究成果の公開の仕方への慎重なあり方の必要性を指摘したうえで、以下のように述べている。

われわれにとっての研究対象は、同時に、他人の長年の努力の成果であったり、ある文化や地域や家族にとって深い意味を持つ物品であったり、人間そのものであったりする。研究対象を研究対象として見ることに自ら制限をかけるのは、研究を第一とする研究者にとっては逆説的な事態に思われるかもしれない。しかしながら、得られる情報やデータという学術的価値以外の価値がそこには存在していることを、われわれは研究者として決して忘れてはならないのである（神崎 2015, p.47）。

このような研究をめぐる倫理に触れる指摘は、決して哲学・倫理学領域にまったくないわけでも、まったくされていないわけでもない。現に私は、そのような倫理を語る哲学者の語りに何度も出会ってきた。しかし、そういった語りは気にとめられない傾向があるのではないかと懸念する⁸。緊縛シンポはある意味、そのような視点に対する無関心さがもたらした

⁸ 神崎は、「人文・社会科学系を含む研究倫理の議論は基本的には単一領域を対象とするものであり、このプロジェクトのような領域横断的な研究プロジェクトについての倫理学的観点からの検討はまだほとんど見当たらない」（神崎 2015, pp.43-44）と指摘している。また、吉川は、哲学研究者は「当事者とはどのような人たちであり、どのような関係を築くべきなのか、さらに研究は当事者に何をもたらすことができるのか」ということや、その研究の公開の仕方などについて十分な教育がされてこなかったと指摘している（フィルカル編集部／吉川孝 2021, p.209）。

集大成のようなイベントだったのではないかと、私には思えるのである。緊縛シンポは、当事者性や現場とかかわる研究に内在する倫理的な暴力性について再考せよと、研究者たちに迫る出来事だったのではないだろうか。

【参考文献】

- あかたちかこ、今井健太郎、げいまきまき、竹川宣彰、張由紀夫、早瀬道生、ブブ・ド・ラ・マドレーヌ、藪内美佐子、山田創平 2016「わたしの怒りを盗むな」(最終閲覧日：2021年9月29日、<https://dontexploitmyanger-blog.tumblr.com/>)。
- 朝日新聞 2020「『緊縛』シンポ、京大が動画公開中止して謝罪 批判受け」『朝日新聞デジタル』(2020年11月13日掲載)(最終閲覧日：2021年9月30日、<https://www.asahi.com/articles/ASNCF3C89NCDPTFC001.html>)。
- 安溪遊地 2008a「される側の声——聞き書き・調査地被害」、宮本常一・安溪遊地 2008『調査されるという迷惑——フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版。
- 2008b「フィールドでの『濃いかかわり』とその落とし穴」、宮本常一・安溪遊地 2008『調査されるという迷惑——フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版。
- 2008c「『研究成果の還元』はどこまで可能か」、宮本常一・安溪遊地 2008『調査されるという迷惑——フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版。
- 上田假奈代 2020「現場のわりきれなさ、(あまり)現場にいない言葉たくみな人——大阪・釜ヶ崎で喫茶店のふりをするアート NPO ココロームを研究者はどのように語るか」『空間・社会・地理思想』vol.23。
- 河原梓水・小西真理子 2021「京大・緊縛シンポジウムを考える」『フィルカル』vol.6(2)。
- 河原梓水 2020「京大・緊縛シンポの研究不正と学術的問題を告発します」(最終閲覧日：2021年8月4日、https://note.com/azumi_xx/m/mb2dd7ff4eb0a)。
- 神崎宣次 2015「研究方法に関する倫理問題」、眞嶋俊造・奥田太郎・河野哲也編『研究倫理ガイドブック』慶應義塾大学出版会。
- 京都新聞 2020「京大『緊縛シンポ』研究者見解」『京都新聞朝刊』(2020年12月22日掲載)。
- 2021「京大で緊縛シンポ、ネット配信後の「謝罪」に議論——問われた学問の在り方とは」『京都新聞デジタル』(2021年1月8日掲載)(最終閲覧日：2021年9月30日、<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/458806>)。
- 京都大学人社未来型ユニット 2020「シンポジウム『緊縛ニューウェーブ×アジア人文学』を開催します」(最終閲覧日：2021年9月29日、<https://ukihss.cpier.kyoto-u.ac.jp/2262/>)。
- げいまきまき 2018「当事者とどう向き合うか——セックスワーカーと表現」、SWASH 編『セックスワーク・スタディーズ』日本評論社。

- 河野哲也 2012 「応用哲学は勝利すべきである」 戸田山和久、美濃正、出口康夫編『これが応用哲学だ！』大隅書店。
- 小松原織香 2021 「【講演】非人間・暴力・対話——関係性をめぐって」『臨床哲学ニューズレター』vol.3。
- 提篤史（聞き手）・鷺田清一 1998 「知の冒険——哲学を社会へ連れ戻そう」『臨床哲学ニューズレター』vol.2。
- 出口康夫 2012 「^{フィロソフィア・アプリケーション}応用哲学宣言」、戸田山和久・美濃正・出口康夫編『これが応用哲学だ！』大隅書店。
- 戸田山和久、出口康夫、鷺田清一、野家啓一、中岡成文、小林傳司、比屋根均 2012 「座談会——ポスト 3.11 の応用哲学」戸田山和久、美濃正、出口康夫編『これが応用哲学だ！』大隅書店。
- 日本学術会議 2015 「幹事会声明『これからの大学のあり方——特に教員養成・人文社会科学系のあり方——に関する議論に寄せて』を公表」『学術動向』vol.20 (8)。
- フィルカル編集部／吉川孝 2021 「京大・緊縛シンポジウムを考える：序文」『フィルカル』vol.6 (2)。
- 水内俊雄 2020「特集:新自由主義／ジェントリフィケーションに向き合って——序言——」『空間・社会・地理思想』vol.23。
- 宮内洋・今尾真弓編 2007 『あなたは当事者ではない』北大路書房。
- 宮内洋・好井裕明編 2010 『〈当事者〉をめぐる社会学』北大路書房。
- 宮本常一 1972 「調査地被害——される側のさまざまな迷惑」宮本常一・安溪遊地 2008 『調査されるといふ迷惑——フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版。
- 文部科学省 2015a 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（平成 27 年 6 月 8 日文科高第 269 号文部科学大臣通知）」（最終閲覧日：2021 年 9 月 29 日、https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1418121.htm）。
- 文部科学省 2015b 「新時代を見据えた国立大学改革（平成 27 年 9 月 18 日日本学術会議幹事会における文部科学省説明資料）」（最終閲覧日：2021 年 9 月 29 日、https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1418121.htm）。
- 佐藤静 2021 「〈応用〉することの倫理にまつわる問題を真摯に受け止めること——ハラスメントとジェンダーと」『フィルカル』vol.6 (3)。
- 鷺田清一 1997a 「臨床哲学事始め」『臨床哲学ニューズレター』vol.1。
- 1997b 「哲学にとって臨床とは？——倫理的考察」『臨床哲学ニューズレター』vol.1。
- Novak, David, 2019, “The Arts of Gentrification: Creativity, Cultural Policy, and Public Space in Kamagasaki,” *City and Society*, vol.31 (1). (松井恵麻訳 2020 「ジェントリフィケーションにおけるアート活動——創造性、文化政策、そして釜ヶ先の公共空間について」『空間・社会・地理思想』vol.23)。